

医療福祉拠点計画の概要について

1. 計画の概要について

(1) 利活用方針

① 事業方式・事業者選定方法

- ・県は、公募型プロポーザル方式により、民間事業者からの提案を受けて、土地を賃貸借または売却し、当該事業者が主体となって、医療福祉拠点の整備を進める。

② 事業者選定の要件

- ・県は、医療福祉拠点として備えるべき 2 つの機能（「医療福祉センター機能」と「人材養成機能」）にかかる要件を事業者募集要項として設定する。

(2) 事業者募集要項（骨格）

- ・今年度実施している市場調査（事業者ヒアリング）において、事業者の意向等を確認するため、事業者募集要項の骨格を次のように示したところ。

【事業者募集要項（骨格）の概要】

① 事業方式等

- ア 事業方式 土地売却方式、または、土地賃貸借（事業用定期賃貸借）方式
- イ 公募基準価格 不動産鑑定評価による最低価格または最低賃料
- ウ 期間
 - (ア) 土地売却方式 下記②③に使用する最低年限を示す予定
 - (イ) 土地賃貸借方式 賃貸借期間は 20 年以上 30 年以下

② 医療福祉センター機能

- ア 多様な医療福祉専門職が集う『連携強化・人材育成機能』
 - (ア) 多職種連携を視野に入れた会議や各種研修会などの活用を想定し、小規模（20 名程度）～大規模（100 名程度）まで、用途に応じて分割可能な会議室・研修室を設置
 - (イ) 幅広い専門職が気軽に交流できるスペースを配置し、日常業務の中でも、多職種の交流・コミュニケーションが生まれる空間を演出
- イ 住民との双方向性を備えた『情報発信・交流機能』
 - (ア) 一般県民向けに、医療福祉関連情報を多様な切り口から発信できるよう、ホール、イベントコーナー、展示ブース、相談窓口コーナー等も設置
 - (イ) カフェ&レストランや一般県民向けのワークショップコーナー等を配置することで、県民が気軽に立ち寄り、交流できるエリアを確保
- ウ 災害対策における『多職種間連携機能』
 - (ア) 危機管理センターとの連携を図り、多職種間連携の機能（平時の情報交換・災害時の避難所生活支援など）を強化

エ 多団体が集約した『事務所機能』

- (7) 医療から介護まで、団体規模や専門性を越えた、幅広い医療福祉関連団体が一箇所に集結
- (4) 共用オフィスゾーンを設置。各団体の個別ブースを配置しつつ、事務担当者やOA機器等を共用配置することで、電話・FAX対応や会報発送等の事務作業をサポートし、少人数団体の負担を軽減

③ 人材養成機能

ア 医療福祉専門職の養成機能

- (7) リハビリ専門職を中心とした医療福祉専門職の養成を行う大学等の高等教育機関の設置

〔基本的条件〕

養成する人材像：リハビリテーションのプロとして主体的に地域リハビリテーションを実践できる人材

養成人員：140人／年

(内訳) 理学療法士(PT)40人、作業療法士(OT)80人、言語聴覚士(ST)20人

イ 県民、関係団体向けの学習、情報発信、交流機能

- (7) 県民の医療福祉の向上を目的とした県民や関係団体向けの公開講座や情報提供、交流の場の提供

④ その他

公募対象地に存する建築物のうち旧体育文化館について、そのデザイン・意匠など建築的な価値や利活用されてきた歴史的な価値を後世に継承するため必要な事業

(参考) ②医療福祉センター機能について、団体ヒアリングに基づいて必要な機能を積み上げた最大規模のイメージ

将来を見据えた望ましい医療福祉の拠点機能のあり方を検討するため、医療福祉関係団体による多職種連携や関係団体と住民との連携・協働等について、ヒアリング調査を実施しとりまとめたもの。

(「滋賀の医療福祉拠点機能調査検討のまとめ」(H27.3))

機能名	諸室名	必要面積	
		m ²	坪
多様な専門職が集う『連携強化・人材育成機能』 災害対策における『多職種間連携機能』	共用会議室(80名:分割可能)	240	73
	共用研修室(100名:分割可能)	300	91
住民との双方向性を備えた『情報発信・交流機能』	ホール(200~250名程度)、休憩スペース	700	212
	総合受付、県民向け相談窓口コーナー、イベント・展示コーナー、カフェ&レストラン等	700	212
多団体が集約した『事務所機能』	団体事務所 ※20団体程度想定 (役員室、専用会議室・更衣室・倉庫等含む)	2,260	684
小計		4,200	1,271
合 計 (共有スペース:30%)		6,000	1,815

2. 医療福祉拠点整備にかかるスケジュール

(1) 平成 28 年度

- ・事業者ヒアリングの実施（1月）
- ・専門家会議（事業者ヒアリングの結果について分析）（2月）
- ・事業者ヒアリング結果概要の公表（3月）

(2) 平成 29 年度

- ・公募要項の策定
- ・事業者公募の実施（事業者の決定、基本協定の締結）
- ・県建物の解体開始

(3) 平成 30 年度以降

- ・事業者との土地売買契約または定期借地契約
- ・事業者による建設工事
- ・運用開始（平成 32 年度予定）

目指すべきリハビリテーション専門職確保数

(平成28年10月1日現在)

2025年滋賀県にはリハビリテーション専門職が3,000名必要

【推計根拠】

1. 地域医療構想の策定における病床再編の方向性から推計（地域包括ケア病床、回復期病床が増加見込み）
2. 県立リハビリテーションセンターにおける2025年に向けた専門職の必要数推計(H25年度)
3. 県医務薬務課における「地域リハビリテーションの中核を担う人材養成基本計画」における将来推計(H25年度)

